

市第53号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年 6 月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第38条の見出しを「（排水設備指定工事店等）」に改め、同条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が市長以外の公共下水道管理者からこの項本文の指定に類する処分を受けた者（以下「その他指定事業者」という。）が当該工事又は改造工事を行う必要があると認めるときに、その他指定事業者が行う当該工事又は改造工事については、この限りでない。

第38条第 2 項前段中「排水設備指定工事店」の次に「（前項ただし書に規定するときにあつては、排水設備指定工事店又はその他指定事業者。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第 5 条（第14条第 2 項）」を「第 5 条（同項）」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 1 項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める。

第42条中「及び」を「又は」に改め、「もの」の次に「（第38条第 1 項ただし書に規定するときにおいて当該工事又は改造工事を行ったその他指定事業者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害その他非常の場合において、市長がその他指定事業者が排水設備の新設等の工事等を行う必要があると認めるときは、その他指定事業者がこれらの工事を行うことができるようにするため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（排水設備指定工事店等）
（排水設備指定工事店）

第 38 条 排水設備の新設等の工事及び処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事は、市長の指定する者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が市長以外の公共下水道管理者からこの項本文の指定に類する処分を受けた者（以下「その他指定事業者」という。）が当該工事又は改造工事を行う必要があると認めるときに、その他指定事業者が行う当該工事又は改造工事については、この限りでない。

2 排水設備指定工事店（前項ただし書に規定するときにあつては、排水設備指定工事店又はその他指定事業者。以下この項及び次項において同じ。）は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第 4 条（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 5 条（同項
第 5 条（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 45 条第 1 号及び第 2 号並びに第 46 条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。

（第 3 項省略）

4 第 1 項本文の指定若しくはその更新を受けようとする者又は排
第 1 項

水設備指定工事店証（規則で定めるところにより交付される~~同項~~
本文の指定を受けたことを示す証明書をいう。）の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで及び第 5 項から第 7 項まで省略）

第 42 条 排水設備指定工事店以外の者で、排水設備の新設等の工事
又は処理区域内における水洗便所の改造工事を行ったもの~~（第 38~~
及び
条第 1 項ただし書に規定するときにおいて当該工事又は改造工事
を行ったその他指定事業者を除く。）は、200,000 円以下の罰金に
処する。